

藤沢記者クラブ各位

「藤沢市保健所新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」
を設置します。

藤沢市では、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付厚生労働省事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる場合に、診療体制の整った医療機関に確実につなぎ、市民の不安を軽減するために、次のとおり「藤沢市保健所帰国者・接触者相談センター」を設置します。

- 1 開設日時 2020年2月7日（金）午前9時
- 2 電話番号 0466（50）8200
- 3 受付時間 午前9時から午後9時まで（土日休日を含む）
- 4 相談対象
 - （1）37.5℃以上の発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を有し、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴のある方
 - （2）37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた方
 - （3）37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していた方と濃厚接触歴がある方※なお、上記以外については、次の窓口にご相談ください。
平日午前8時30分から午後5時15分まで
保健予防課 0466-50-3593



*この資料に関する問い合わせ先
藤沢市役所 福祉健康部
藤沢市保健所 保健予防課
担当： 鳥生・田渕^{とりゅう}
内線： 7171
直通： 0466（50）3593